

川越市農業集落排水事業経営戦略

令和 7 年 3 月

川越市

目次

第 1	改定にあたって.....	1
1	経営戦略策定の趣旨	1
2	経営戦略の位置付け	1
3	改定の趣旨	1
4	計画期間	1
第 2	事業の現状と課題	2
1	事業の概要.....	2
2	施設の状況.....	2
3	使用料の状況	2
4	経営の状況.....	4
(1)	事業の歳入	4
(2)	事業の歳出	4
5	組織の状況.....	5
6	民間活力の活用等	5
7	経営比較分析表を活用した現状分析	5
8	事業の課題.....	8
第 3	将来の事業環境.....	9
1	処理可能人口の予測	9
2	有収水量の予測.....	9
3	使用料収入の予測	10
4	施設の見通し	11
5	組織の見通し	11
第 4	経営の基本方針.....	12
1	地方公営企業法の適用	12
(1)	地方公営企業法の適用	12
(2)	地方公営企業法の適用形態	12
(3)	地方公営企業法の適用時期	12
(4)	農業集落排水事業の所管.....	12
2	財政の健全化	13
(1)	会計方式の切り替え.....	13
3	財源の確保.....	13
(1)	企業債の適切な活用.....	13
(2)	接続戸数の増加	13
(3)	適正な使用料水準の検討.....	13
4	施設の適切な維持管理.....	13
(1)	効率的で効果的な運営手法の検討	13

(2) 最適整備構想の策定.....	14
(3) 維持管理適正化計画の策定	14
5 災害対策	14
(1) 災害対策の検討.....	14
 第5 投資・財政計画（収支計画）	15
1 投資・財政計画（収支計画）	15
2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	20
(1) 収支計画のうち投資についての説明※投資試算	20
(2) 収支計画のうち企業債元利償還金についての説明	21
(3) 収支計画のうち財源についての説明※財源試算	21
(4) 収支計画の今後の見通しに関する説明	22
(5) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	23
3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組 ...	25
(1) 今後の投資についての考え方・検討状況.....	25
(2) 今後の財源についての考え方・検討状況.....	26
(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況.....	26
 第6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	28
1 経営戦略の進捗管理（モニタリング）	28
2 計画の見直し（ローリング）	28

資料

別紙1 経営比較分析表（令和4年度決算）

第1 改定にあたって

1 経営戦略策定の趣旨

本市では、農業集落排水事業として、平成 18 年度に鴨田処理区、平成 24 年度に石田本郷処理区で供用を開始して、農業集落における農業用排水の水質保全及び生活環境の改善を図っています。今後想定される施設の老朽化や人口の減少に伴う使用料収入の減少等による経営環境の変化に対応し、この事業を将来にわたって安定的に継続していくために本経営戦略を策定します。

2 経営戦略の位置付け

本戦略は、「第四次川越市総合計画」、「川越市農業振興計画」及び「川越市一般廃棄物処理基本計画『生活排水処理基本計画書』」に位置付けのある農業集落排水事業を、将来にわたって安定的に継続していくための戦略とし、各計画と整合を図ります。

また、本戦略は、総務省より、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付総財公第 107 号他）において、各公営企業に対して策定が求められている、「中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」として位置付けるものです。

3 改定の趣旨

川越市農業集落排水事業経営戦略は、上述の総務省「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づき、農業集落排水事業を将来にわたって安定的に継続していくため、令和 3 年 3 月に策定しています。

その後、令和 5 年 11 月に戦略を改定し、事業の令和 7 年度からの地方公営企業法の適用及び上下水道局への事務移管を位置付けています。

本改定は、地方公営企業法適用後の事業経営を見据えた戦略として、また、総務省「経営戦略の改定推進について（令和 4 年 1 月 25 日付総財公第 6 号他）」に基づき、必要な見直しをするものです。

4 計画期間

令和 7 年度から 16 年度までの 10 年間とします。

第2 事業の現状と課題

1 事業の概要

<鴨田処理区>

平成 12 年度から平成 17 年度にかけて農林水産省の「農業集落排水統合補助事業」として、大字鴨田、大字石田本郷、大字古谷上、大字川越及び大字伊佐沼の各一部を対象に実施し、平成 18 年 4 月 1 日から供用を開始しています。

<石田本郷処理区>

平成 18 年度から平成 23 年度にかけて農林水産省の「農業集落排水資源循環統合補助事業」として、大字石田本郷、大字菅間、大字鹿飼及び大字鴨田の各一部を対象に実施し、平成 24 年 4 月 1 日から供用を開始しています。

2 施設の状況

供用開始年度 (供用開始後年数)	鴨田処理区 平成 18 年度 (18 年) 石田本郷処理区 平成 24 年度 (12 年)	地方公営企業法 適用 (全部適 用・一部適用) の区分	非適用 地方公営企業法は 令和 7 年 4 月 1 日から 全部適用
処理区域内人口密度	鴨田処理区 31.7 人/ha (1,217 人/38.4ha) 石田本郷処理区 32.9 人/ha (933 人/28.4ha)	流域下水道等へ の接続の有無	無
処理区数	2 地区 (鴨田処理区、石田本郷処理区)		
処理場数	合計 2 箇所 (鴨田処理区 1 箇所、石田本郷処理区 1 箇所)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	該当なし		

(令和 6 年 12 月末日現在)

3 使用料の状況

川越市の農業集落排水処理施設使用料 (以下、「使用料」という。) は、世帯の人数に応じて賦課をしています。公共下水道処理区域は、水道使用量に応じた賦課をしていますが、農業集落排水処理区域は、農業用に多量の水を使用する世帯がある地域の特性を踏まえて、世帯の人数に応じた賦課としています。使用料収入は、横ばいで推移しています。(図 2-1)

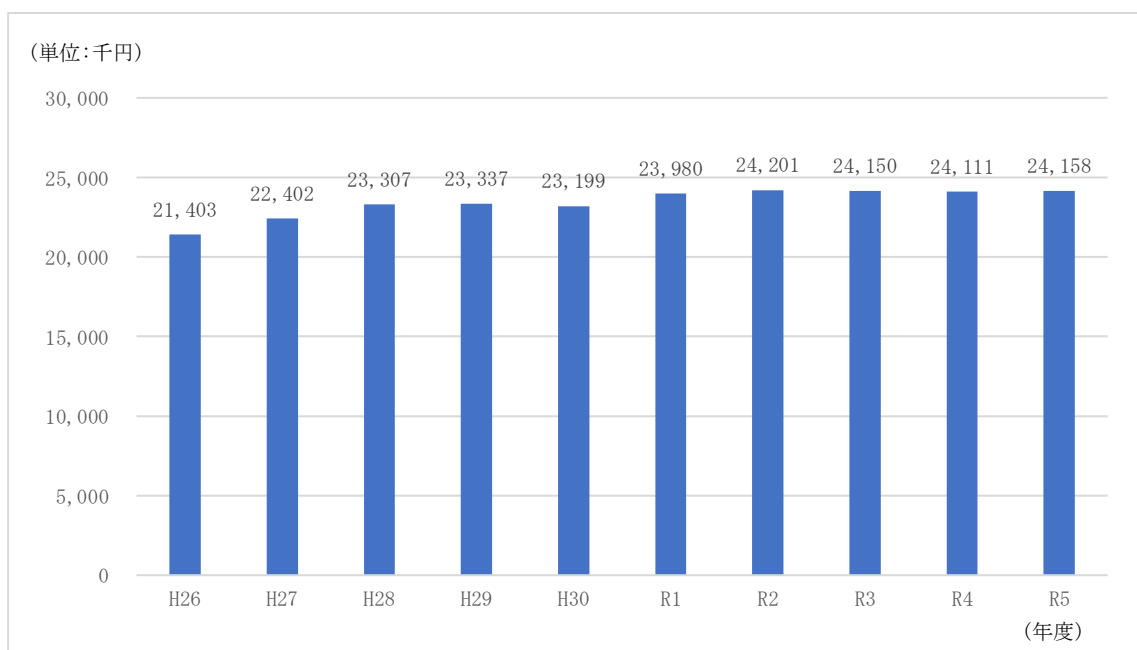
川越市の使用料の賦課状況は、20 m³あたり 2,879 円 (令和 5 年度) で、全国的な状況から比較すると低い水準となります。(図 2-2)

なお、消費税率の改定を除き、平成 18 年度の供用開始以来、使用料改定は行っていません。

使用料の概要等

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料：1,619 円。人数使用料：世帯員 1 人につき 333 円。 基本使用料と人数使用料の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は端数金額を切り捨てる）				
業務用使用料体系の概要・考え方	基本使用料：1,619 円（換算処理人員 ¹ の数が 20 人未満の場合）。 人数使用料：換算処理人員の数に 523 円を乗じて得た額。 基本使用料と人数使用料の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は端数金額を切り捨てる）				
条例上の使用料 ² （20 m ³ あたり） 過去 3 年度分を記載	令和 3 年度	2,879 円	実質的な使用料 ³ （20 m ³ あたり） 過去 3 年度分を記載	令和 3 年度	2,384 円
	令和 4 年度	2,879 円		令和 4 年度	2,508 円
	令和 5 年度	2,879 円		令和 5 年度	2,344 円

図 2-1 使用料収入の推移（農政課調べ）



※千円単位のグラフについて、注釈がない場合は千円以下四捨五入しています。

¹ 換算処理人員：前年の 1 箇月あたりの水道使用量を 7.25 m³で除した値。

² 条例上の使用料：一般家庭における 20 m³あたりの使用料。（川越市は人数割りの使用料体系のため、月あたり約 20 m³使用する、3 人世帯の使用料金を掲載。）

³ 実質的な使用料：使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの。（家庭用のみでなく業務用を含む。）

図 2-2 使用料 賦課状況 (20 m³/月 令和 4 年度 全国 876 団体)
(総務省令和 4 年度地方公営企業年鑑を基に作成)
(単位：団体)

現在処理 区域内人口 使用料	都道府県 及び 指定都市	1万人以上	3千人以上 1万人未満	2千人以上 3千人未満	1千人以上 2千人未満	5百人以上 1千人未満	5百人未満	合計	構成比率
2,000円未満	3	1	11	2	8	9	7	41	4.7
2,000円以上2,200円未満	1	6	6	1	3	5	3	25	2.9
2,200円以上2,400円未満	2	3	11	2	7	9	4	38	4.3
2,400円以上2,600円未満	-	1	13	6	7	3	7	37	4.2
2,600円以上2,800円未満	2	2	23	9	14	7	19	76	8.7
2,800円以上3,000円未満	2	5	21	9	11	16	13	77	8.8
3,000円以上3,200円未満	2	9	37	12	13	15	15	103	11.8
3,200円以上3,400円未満	-	8	24	14	12	11	19	88	10.0
3,400円以上	-	22	97	60	80	55	77	391	44.6
平均使用料	2,451	3,245	3,250	3,449	3,361	3,215	3,399	3,307	

※彩色部は川越市

4 経営の状況

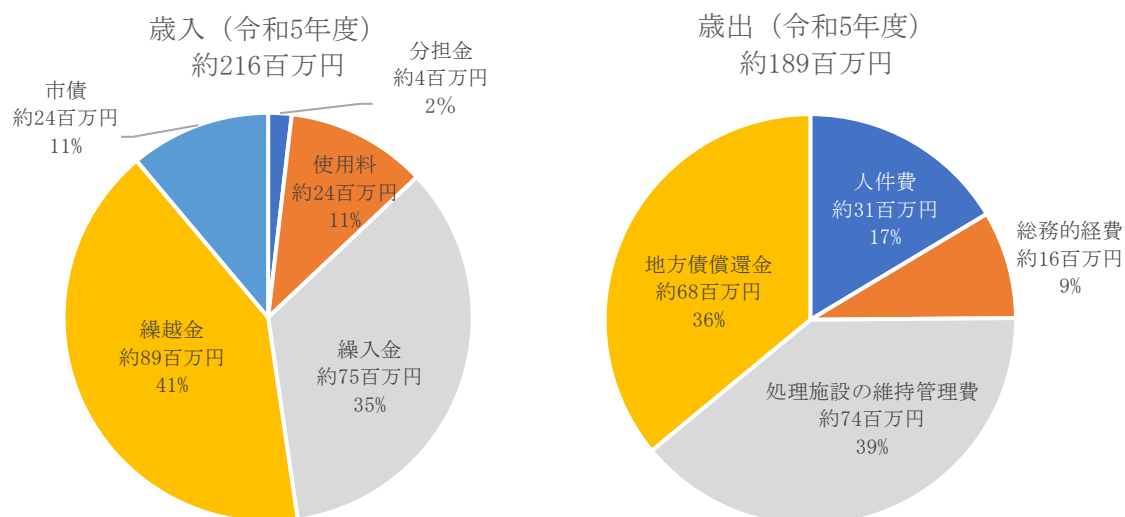
(1) 事業の歳入

令和 5 年度で約 216 百万円です。主な項目は、前年度からの繰越金（約 89 百万円）、一般会計からの繰入金（約 75 百万円）及び使用料収入（約 24 百万円）です。

(2) 事業の歳出

令和 5 年度で約 189 百万円です。主な項目は、処理施設の維持管理費（約 74 百万円）、地方債償還金（約 68 百万円）及び人件費（約 31 百万円）です。

図 2-3 歳入及び歳出（令和 5 年度）^{4,5}



⁴ 繰越金：歳入から歳出を控除して残った額を翌年度に繰り越したものの。

⁵ 総務的経費：総務的経費の主たるものは、公営企業法適用に伴う業務委託費で約 15 百万円。

5 組織の状況

令和 6 年 12 月末日現在では、産業観光部農政課農業集落排水担当が事業を担当して、4 名の正職員が従事しています。

6 民間活力の活用等

(1) 民間活用の状況

ア 民間委託

維持管理業務を民間企業に委託することで、業務の効率化に努めています。

また、汚泥の収集業務を、収集運搬業の許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託し、指定された搬入先において適正に処分しています。

イ 指定管理者制度

現時点では利用していません。

ウ PPP・PFI (Public Private Partnership・Private Finance Initiative)

現時点では利用していません。

(2) 資産活用の状況

ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)

現時点では利用していません。

イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)

現時点では利用していません。

7 経営比較分析表を活用した現状分析

「経営比較分析表 (令和 4 年度決算)」 (別紙 1) のとおり、各公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析で構成される「経営比較分析表」の公表が総務省により義務付けられ、経営指標に基づいて、類似団体⁶と比較及び分析を行うこととされています。

また、令和 4 年度決算については、令和 3 年度に発生した鴨田農業集落排水処理施設へのジクロロメタン流入による施設汚損への対応のため、臨時的に維持管理費が増加しています。

⁶ 類似団体：供用開始後 15 年以上 30 年未満の農業集落排水処理施設を運営している団体。

以下に「別紙 1」の指標の説明と分析をまとめています。

なお、「別紙 1」は、令和 4 年度決算に基づく法非適用のものとなっています。

① 収益的収支比率 (%)			
説明	地方公営企業法を適用していない事業に用いる収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標で、賄えている場合の数値は 100% 以上になるものです。		
計算式	$\text{総収益} / (\text{総費用} + \text{地方債償還金}) \times 100$		
川越市の数値	71.64%	類似団体平均	-
評価基準	高いほうがよい		
分析	100% には達していないため、総収益で総費用等は賄えていません。		

④ 企業債 ⁷ 残高対事業規模比率 (%)			
説明	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。		
計算式	$(\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}) / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}) \times 100$		
川越市の数値	3.38%	類似団体平均	900.82%
評価基準	低いほうがよい		
分析	類似団体と比較すると、低い数値で推移しています。		

⑤ 経費回収率 (%)			
説明	汚水の処理に要した経費が、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。		
計算式	$\text{使用料} / \text{汚水処理費 (公費負担分を除く)} \times 100$		
川越市の数値	19.06%	類似団体平均	52.94%
評価基準	高いほうがよい		
分析	類似団体と比較すると、低い数値で推移しています。		

⁷ 企業債：工事等の資金を公的機関及び市中銀行から借入したもの。

⑥汚水処理原価（円）			
説明	有収水量 ⁸ 1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用を示す指標です。一般的には低いほうがよいとされていますが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較などにより現状分析を行う必要があります。		
計算式	汚水処理費（公費負担分を除く）／年間有収水量		
川越市の数値	658.05 円	類似団体平均	303.28 円
評価基準	低いほうがよい		
分析	類似団体と比較すると、高い数値で推移しています。令和 3 年度に発生した鴨田農業集落排水処理施設へのジクロロメタン流入による施設汚損への対応のため、臨時的に維持管理費が増加しています。		

⑦施設利用率（％）			
説明	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。		
計算式	晴天時一日平均処理水量／晴天時現在処理能力× 100		
川越市の数値	45.20％	類似団体平均	52.35％
評価基準	高いほうがよい		
分析	類似団体と比較すると、やや低い数値で推移しています。		

⑧水洗化率（％）			
説明	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。		
計算式	現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口× 100		
川越市の数値	86.15％	類似団体平均	84.39％
評価基準	高いほうがよい		
分析	類似団体と比較すると、同程度の数値で推移しています。		

（別紙 1 における「②累積欠損金比率」及び「③流動比率」は、地方公営企業法非適用のため該当ありません。）

⁸ 有収水量：使用料徴収の対象となる汚水量（公費負担となる、雨水以外のもの）。

8 事業の課題

(1) 収益性についての課題

収益的収支比率は、71.64%と100%未満であり、総収益で総費用を賄えていません。総収益の中でも使用料の割合が低く一般会計からの繰入金が必要な割合を占めており、使用料の割合を増やす必要があります。

経費回収率は、19.06%と類似団体と比較して、低い数値であり、使用料収入にて汚水処理費が賄えていない状況です。今後は、物価上昇などによりさらなる経費の上昇が予測されます。そのため、利用者の負担に配慮するとともに、独立採算制の原則に基づき、将来の事業環境を加味した上で適正な使用料を確保することが事業の課題となっています。

(2) 効率性についての課題

施設利用率は、45.20%と類似団体と比較して、やや低い数値となっていますが、停電等の非常時に備えて、施設利用率を低くしています。しかしながら水洗化率については類似団体と比較して高いものの、100%まで開きがあるので今後も水洗化率向上に向けた取り組みが課題となっています。

(3) 健全性についての課題

企業債残高対事業規模比率は、3.38%と類似団体と比較して、大幅に低い数値となっています。しかし、その理由は農業集落排水処理施設等の建設時に借り入れた企業債の返還を一般会計が負担していることによるものです。

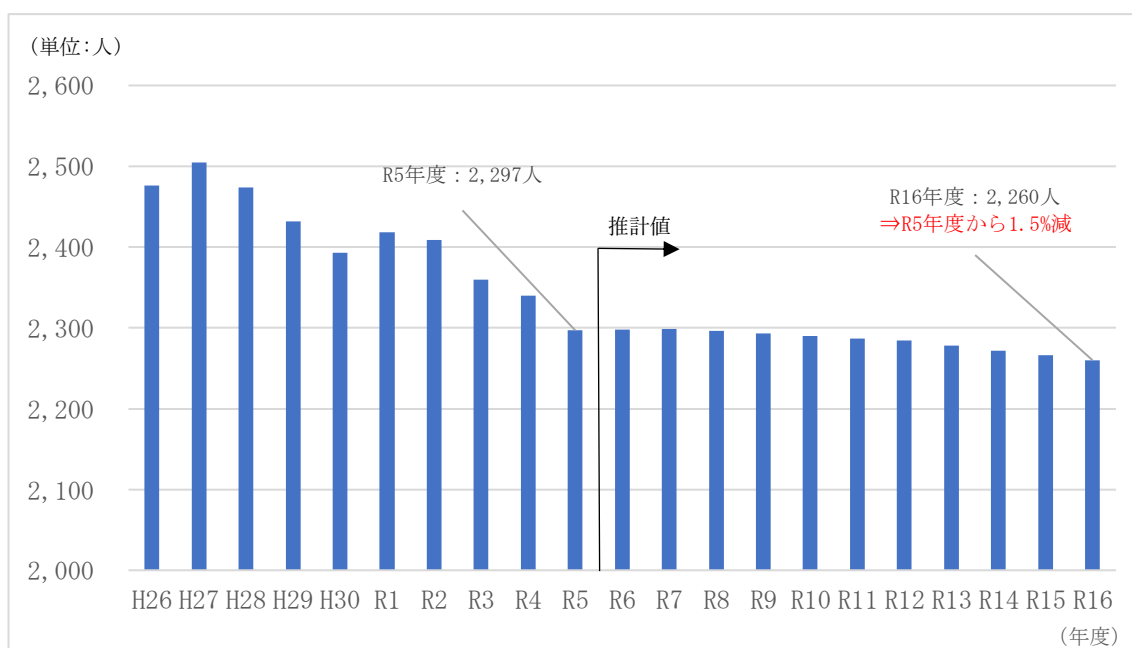
一般会計に依存している部分を改善することが課題となっています。

第3 将来の事業環境

1 処理可能人口¹の予測

『国立社会保障・人口問題研究所（社人研）』（令和5年12月）より作成した資料から、令和5年度から16年度の間、2,297人から2,260人へと約1.5%の減少を見込んでいます。

図3-1 処理可能人口の推移
(『国立社会保障・人口問題研究所（社人研）』より作成・令和6年度以降は推計値)

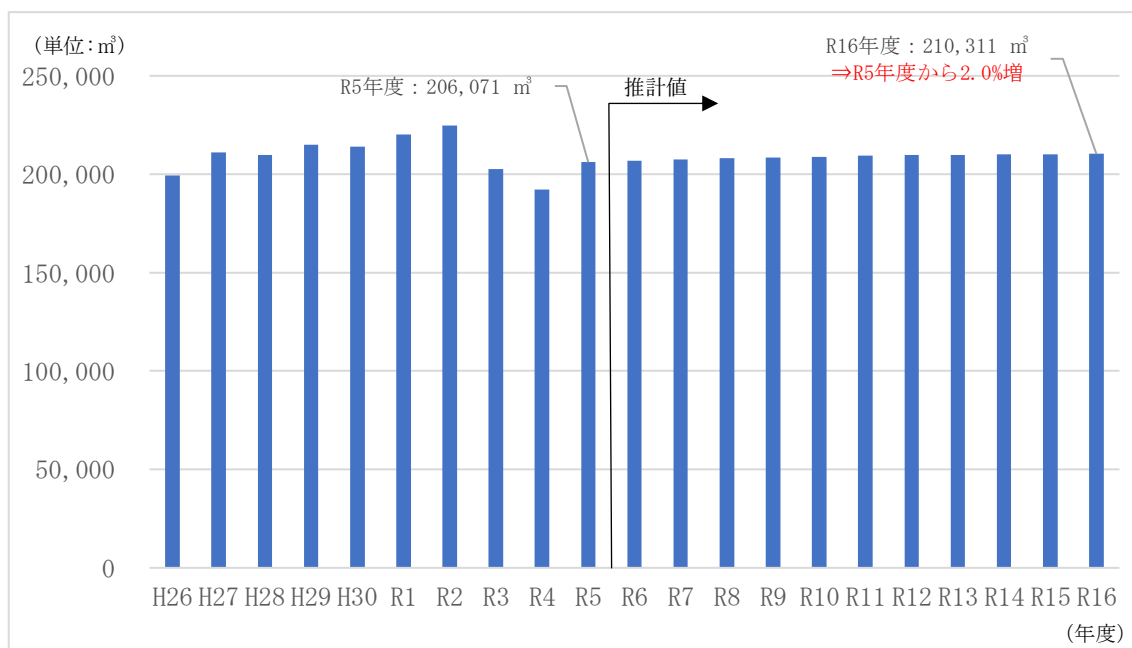


2 有収水量の予測

有収水量は、上記「1 処理可能人口の予測」を勘案して、今後は未接続世帯の接続世帯増加に応じた推移を見込んでいます。

¹ 処理可能人口：接続人口に最終ます設置済で未接続の世帯人口を加算した人口

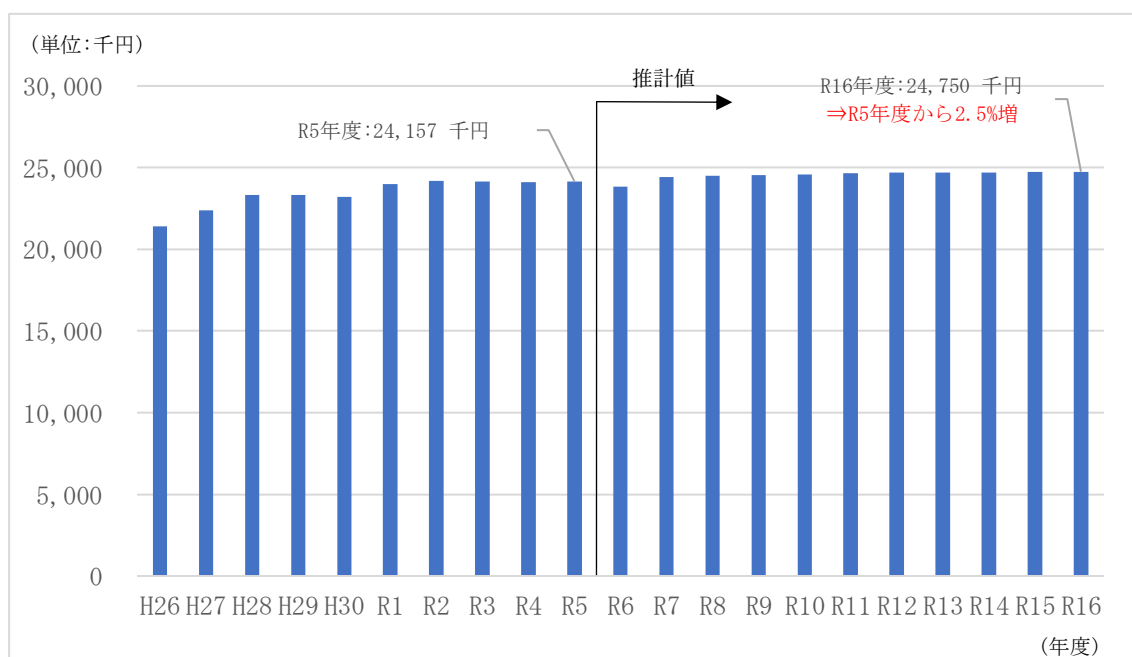
図 3-2 有収水量の予測（農政課調べ 令和 6 年度以降は推計値）



3 使用料収入の予測

「1 処理可能人口の予測」及び接続世帯増加を勘案して、令和 16 年度までは使用料収入が増加することを見込んでいます。

図 3-3 使用料収入の予測（税込み）（農政課調べ 令和 6 年度以降は推計値）

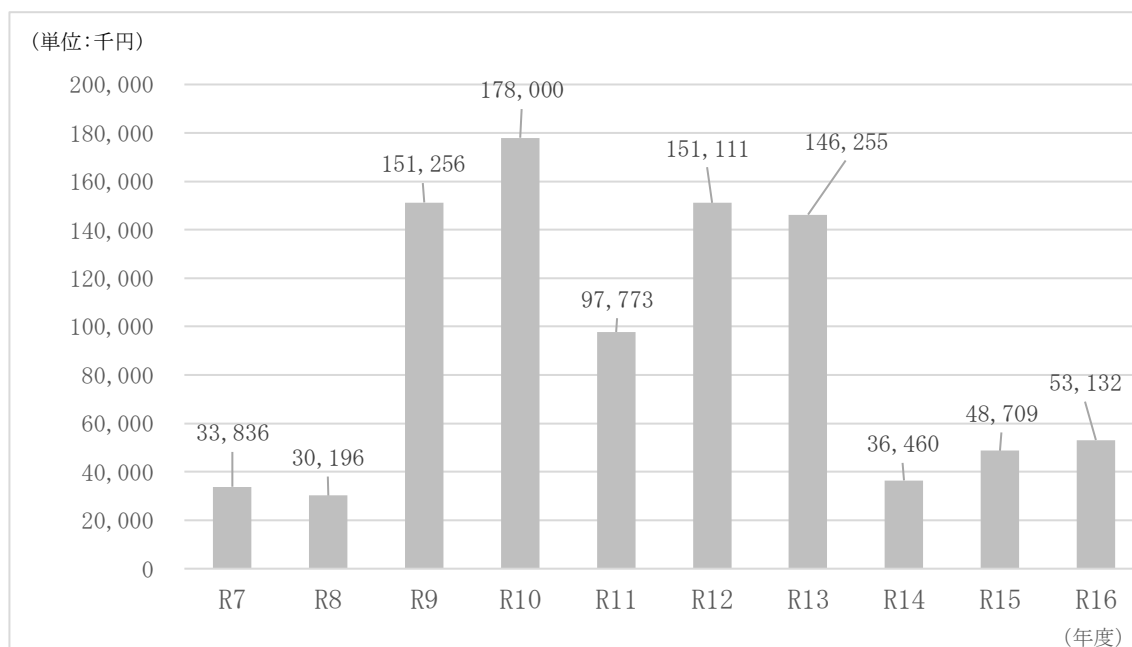


4 施設の見通し

供用開始から鴨田処理区で 18 年、石田本郷処理区で 12 年が、経過しているものの処理施設や管渠については法定耐用年数が 50 年とされているため、更新は直近の課題となっていません。

ただし、ポンプ類、ブロワ類及び計器類については、耐用年数が 10 年から 20 年程度であることから令和 9～13 年度に更新需要が集中し一時的に増加する見込みです。その後も経年に伴う設備投資が見込まれ令和 36 年度までの間に管渠の更新も始まることから 30 年間で総額約 56 億円が必要となる見込みで、1 年あたり約 1.9 億円必要となります。今後、適正な管理により可能な限り耐用年数を延ばすことで、設備投資の増加を抑制していきます。

図 3-4 耐用年数に基づく設備投資の予測 (農政課調べ)



5 組織の見通し

令和 7 年度からは、地方公営企業法適用に伴い、農政課から上下水道局に移管します。

第4 経営の基本方針

農業集落における農業用排水の水質保全及び生活環境を改善していくため、今後想定される施設の老朽化や人口の減少に伴う経営環境の変化に対応し、事業を将来にわたって安定的に継続していくことを基本方針とします。

1 地方公営企業法の適用

(1) 地方公営企業法の適用

「公営企業会計の適用の推進について（総財公第18号平成27年1月27日）」「公営企業会計の適用の更なる推進について（総財公第9号平成31年1月25日）」及び「公営企業会計の適用の更なる推進について（総財公第1号令和6年1月22日）」を踏まえ、農業集落排水事業の資産を含む経営状況や財政状況を的確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、地方公営企業法を適用します。

(2) 地方公営企業法の適用形態

地方公営企業法の適用形態について、地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき、法の規定の全部を適用します。

(3) 地方公営企業法の適用時期

地方公営企業法の適用時期を令和7年4月1日とします。

(4) 農業集落排水事業の所管

地方公営企業法の適用に合わせ、農業集落排水事業の所管部署を上下水道局とします。

図4 法非適用と法適用の比較

項目	法非適用	法適用
取引の認識	現金主義	発生主義
記帳方式	予算書（官庁会計方式）	予算書（公営企業方式）＋複式簿記（民間企業方式）
決算の目的	予算の執行状況の把握	予算の執行状況の把握＋企業としての損益計算
決算情報	歳入歳出決算書	収益的収支予算の決算書 貸借対照表 ＋ 資本的収支予算の決算書 損益計算書 キャッシュフロー計算書

2 財政の健全化

(1) 会計方式の切り替え

農業集落排水事業の債権管理の強化と合わせて、令和 7 年度から現在の単式簿記から複式簿記へ会計方式を切り替え、よりきめ細やかな経営分析を基に農業集落排水事業を進めていくための財政経営基盤強化を図ります。

3 財源の確保

(1) 企業債の適切な活用

世代間負担の公平性を図るため、下水道事業債¹・資本費平準化債²などの企業債の適切な活用を検討します。

(2) 接続戸数の増加

令和 6 年 12 月末日現在、鴨田処理区農業集落排水処理施設の接続戸数は 387 戸（計画戸数 408 戸、水洗化率 94.9%）、石田本郷処理区農業集落排水処理施設の接続戸数は 310 戸（計画戸数 421 戸、水洗化率 73.6%）となっています。

水洗化率を 100%に近づけるよう未接続世帯の接続の推進等により、使用料収入の増加を推進します。

(3) 適正な使用料水準の検討

令和 7 年度からの地方公営企業法の適用後、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や原価計算に基づく適正な使用料水準を検討し、独立採算制の基本原則に近づくことを目標とします。

なお、本経営戦略では、3 パターンの投資・財政計画（収支計画）を作成し、試算しています。

4 施設の適切な維持管理

(1) 効率的で効果的な運営手法の検討

将来にわたって、良好なサービスを提供するため、修繕計画に基づいた予防保全を行うことで、適切に維持管理を行います。

¹ 下水道事業債：農業集落排水事業の設備投資に要する費用に充てることができる制度。

² 資本費平準化債：企業債の償還期間に生ずる元金償還金と減価償却費の差額について企業債の活用を認め、世代間の負担の公平を図るために資本費の一部を将来に繰り延べることができる制度。

(2) 最適整備構想³の策定

令和 6 年度に実施した機能診断調査⁴の結果を踏まえ、維持管理費の平準化及び施設の長寿命化を図り、年度ごとの必要な対策を整理するため、令和 7 年度に最適整備構想を策定する予定です。

(3) 維持管理適正化計画⁵の策定

維持管理費及び機能保全対策費⁶の更なる軽減を図り、持続的な公営企業経営を実現するため、令和 8 年度に維持管理適正化計画を策定する予定です。

5 災害対策

(1) 災害対策の検討

川越市の農業集落排水事業は、鴨田地区及び石田本郷地区は供用開始 20 年未満であり、両地区とも管渠の残存耐用年数が 30 年以上あります。

また、両地区とも人孔に接続する部分は耐震化されており、管渠自体も石田本郷地区は耐震管となっていることから、緊急性はありませんが、今後は老朽化の進展を加味しながら計画的な耐震化を進めていきます。

³ 最適整備構想：機能診断調査に基づき、計画的に施設機能を保全するために必要な対策方法や対策時期をまとめたもの。

⁴ 機能診断調査：供用開始後おおむね 20 年を経過した農業集落排水処理施設について老朽化が進行する中、劣化状況等について調べるもの。

⁵ 維持管理適正化計画：処理区全体の状況を多角的に捉えたうえで施設の再編・集約、最適な施設規模や処理方法の検討、先進的技術の導入、汚泥処理の効率化、民間活力の活用など、維持管理の効率化・適正化に向けた対策を総合的に検討する計画のこと。

⁶ 機能保全対策費：施設の機能が失われたり、性能が低下することを抑制又は回復することに使われる費用のこと。

第5 投資・財政計画（収支計画）

1 投資・財政計画（収支計画）

経営戦略における「投資・財政計画」は、農業集落排水処理施設・設備の更新投資の見通しを試算した「投資試算」と財源の見通しを試算した「財源試算」を構成要素とし、投資以外の経費も含めたうえで、経営の基本方針での取り組みを踏まえた、収入と支出が均衡する中長期的な財政収支計画です。

経営の基本方針の中で述べたように、次の異なる使用料水準で投資・財政計画のシミュレーションを行いました。

[検討パターン]

- ① 現行の使用料水準
- ② 使用料のみで赤字解消
- ③ 国の経営健全化基準（150 円／ m^3 ）
（比較した図は、5-1, 5-2, 5-3 のとおり）

まず、①は、別紙 1 の経営比較分析表（令和 4 年度決算）から過去 5 年間の経費回収率が類似団体の平均を下回っており、法適用後の経費回収率は 14% 台で推移する見込みです。これは、使用料収入をもって経営を行う独立採算制の原則を考慮すると大変厳しい状況となっています。

次に、②の場合では、公営企業としての経営は安定しますが、次回の経営戦略更新後となる令和 13 年度に使用料を改定したと試算した場合は、約 600% の使用料改定を行う必要があり、利用者にとり大変負担が大きい結果となりました。

この①及び②の結果を踏まえ、③でシミュレーションした場合は、約 40% の使用料改定となり、経費回収率も 20% 前後で推移することが見込まれています。

よって、本経営戦略では独立採算制の原則や利用者への負担等を考慮した結果、③で試算したケースを採用し、投資・財政計画を策定します。

図 5-1 経費回収率の比較

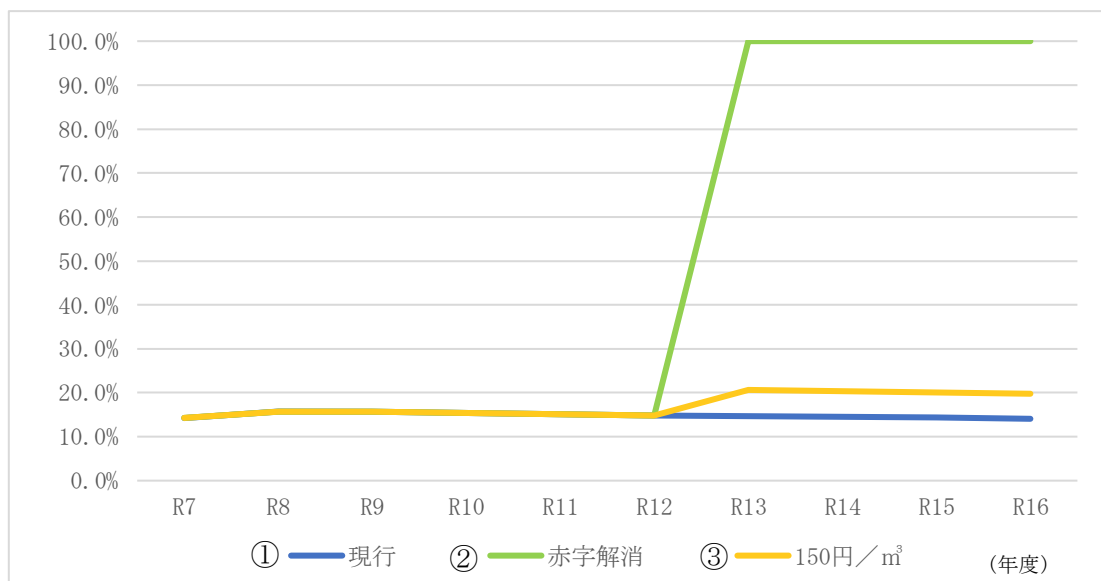
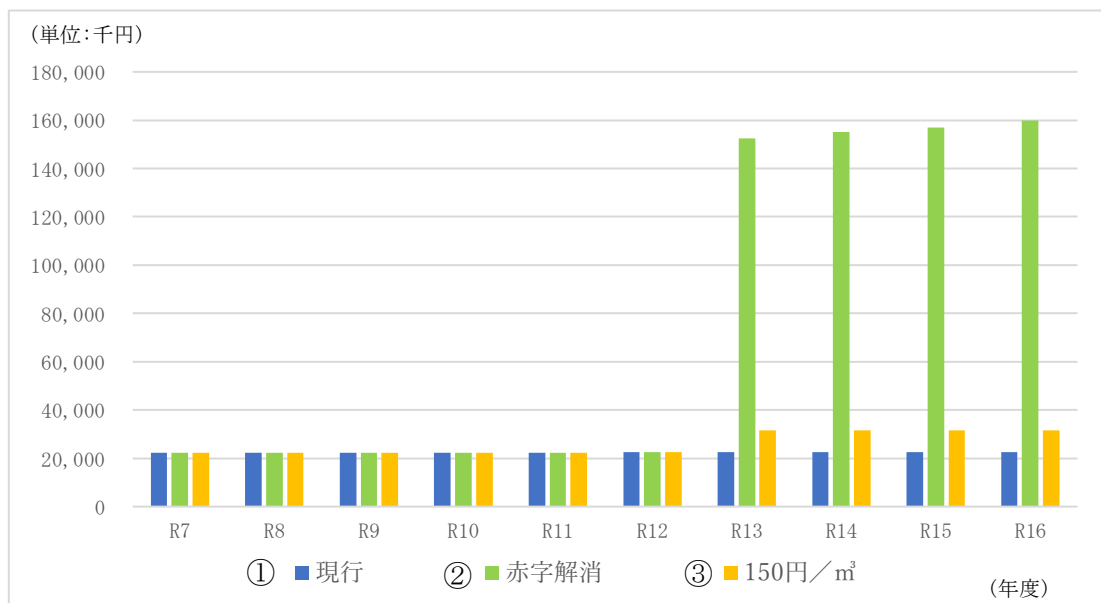


図 5-2 使用料収入及び単価の推移 (単位：千円)

使用料パターン		R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
①現行	使用料収入	22,214	22,258	22,313	22,357	22,401	22,445	22,456	22,467	22,489	22,500
	使用料単価 (円/m³)	107.0	107.0	107.0	107.0	107.0	107.0	107.0	107.0	107.0	107.0
②赤字解消	使用料収入	22,214	22,258	22,313	22,357	22,401	22,445	152,521	155,043	156,830	159,870
	使用料単価 (円/m³)	107.0	107.0	107.0	107.0	107.0	107.0	726.6	738.3	746.1	760.2
③単価150円	使用料収入	22,214	22,258	22,313	22,357	22,401	22,445	31,485	31,500	31,531	31,547
	使用料単価 (円/m³)	107.0	107.0	107.0	107.0	107.0	107.0	150.0	150.0	150.0	150.0

図 5-3 使用料収入の推移



投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		前々年度	前年度	本年度	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
区 分		(決 算)	[決 算]	R07									
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	—	—	22,215	22,259	22,314	22,358	22,402	22,446	31,486	31,501	31,532	31,548
	(1) 料 金 収 入	—	—	22,214	22,258	22,313	22,357	22,401	22,445	31,485	31,500	31,531	31,547
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2. 営 業 外 収 益	—	—	236,497	207,964	194,908	201,116	212,932	227,835	222,464	228,528	230,885	249,224
	(1) 補 助 金	—	—	159,121	135,157	134,965	139,944	146,330	152,468	147,416	152,108	154,009	160,707
	他 会 計 負 担 金	—	—	25,745	17,125	15,907	18,308	21,637	24,798	26,379	28,564	28,709	32,383
	他 会 計 補 助 金	—	—	133,376	118,032	119,058	121,636	124,693	127,670	121,037	123,544	125,300	128,324
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	—	—	74,548	72,799	59,935	61,164	66,594	75,359	75,040	76,412	76,868	88,509
	(3) そ の 他	—	—	2,828	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	収 入 の 計 (C)	—	—	258,712	230,223	217,222	223,474	235,334	250,281	253,950	260,029	262,417	280,772
	1. 営 業 費 用	—	—	238,843	217,871	205,374	209,969	219,719	234,000	236,035	240,535	243,257	261,724
	(1) 職 員 給 与 費	—	—	62,514	62,702	62,890	63,078	63,268	63,457	63,648	63,839	64,030	64,222
	基 本 給 付 費	—	—	62,514	62,702	62,890	63,078	63,268	63,457	63,648	63,839	64,030	64,222
	退 職 給 付 費	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出	そ の 他	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 経 費	—	—	79,727	71,632	73,064	74,526	76,016	77,536	79,087	80,669	82,282	83,928
	修 繕 費	—	—	8,783	12,596	12,848	13,105	13,367	13,635	13,907	14,186	14,469	14,759
	委 託 料	—	—	44,724	37,460	38,209	38,973	39,753	40,548	41,359	42,186	43,029	43,890
	動 力 費	—	—	10,915	9,853	10,050	10,251	10,456	10,665	10,878	11,096	11,318	11,544
	薬 品 費	—	—	1,814	927	945	964	984	1,003	1,023	1,044	1,065	1,086
	そ の 他	—	—	13,491	10,796	11,012	11,232	11,457	11,686	11,920	12,158	12,401	12,649
	(3) 減 価 償 却 費	—	—	96,602	83,537	69,420	72,365	80,435	93,007	93,300	96,027	96,945	113,574
	2. 営 業 外 費 用	—	—	13,205	12,352	11,848	13,505	15,615	16,281	17,915	19,494	19,160	19,048
	(1) 支 払 利 息	—	—	12,890	12,342	11,838	13,495	15,605	16,271	17,905	19,484	19,150	19,038
	当 初 建 築 分	—	—	12,562	12,026	11,533	13,202	15,337	16,028	17,688	19,292	18,982	18,890
	公 営 企 業 適 用 債	—	—	194	182	171	159	134	109	83	58	34	14
	一 時 借 入 金 利 息	—	—	134	134	134	134	134	134	134	134	134	134
	(2) そ の 他	—	—	315	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	支 出 の 計 (D)	—	—	252,048	230,223	217,222	223,474	235,334	250,281	253,950	260,029	262,417	280,772
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		—	—	6,664	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 利 益 (F)		—	—	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 失 (G)		—	—	6,666	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		—	—	△ 6,664	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 込 〕	本年度 R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資本的収入	1. 企業債	—	—	33,800	30,100	151,200	178,000	97,700	151,100	146,200	36,400	48,700	53,100
	うち資本費平準化債	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	—	—	40,219	49,000	45,000	41,000	42,000	43,000	47,000	48,000	42,000	35,000
	4. 他会計負担金	—	—	3,636	3,639	3,643	3,646	4,666	4,683	4,700	3,898	2,646	1,084
	5. 他会計借入金	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	—	—	381	381	381	381	381	381	381	381	381	381
資本的支出	計 (A)	—	—	78,036	83,120	200,224	223,027	144,747	199,164	198,281	88,679	93,727	89,565
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	—	—	78,036	83,120	200,224	223,027	144,747	199,164	198,281	88,679	93,727	89,565
	1. 建設改良費	—	—	33,838	30,198	151,258	178,002	97,775	151,113	146,257	36,462	48,711	53,134
資本的支出	うち職員給与費	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	—	—	60,566	64,869	65,892	64,560	63,339	63,045	61,175	57,617	54,450	53,093
	当初建設工事分	—	—	56,930	61,230	62,249	60,914	58,673	58,362	56,475	53,719	51,804	52,009
	公営企業法適用債分	—	—	3,636	3,639	3,643	3,646	4,666	4,683	4,700	3,898	2,646	1,084
	3. 他会計長期借入返還金	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	—	—	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	計 (D)	—	—	96,404	97,067	219,150	244,562	163,114	216,158	209,432	96,079	105,161	108,227
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	—	—	18,368	13,947	18,926	21,535	18,367	16,994	11,151	7,400	11,434	18,662
	内部留保資金	—	—	22,054	32,792	35,165	37,100	41,861	46,212	57,306	74,793	86,421	100,662
内部留保資金	2. 利益剰余金処分額	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	—	—	26,912	6,835	9,660	12,455	5,070	9,828	9,023	△ 1,049	610	1,648
	計 (F)	—	—	48,966	39,627	44,825	49,555	46,931	56,040	66,329	73,744	87,031	102,310
内部留保資金残高 (F)-(E)		—	—	30,598	25,680	25,899	28,020	28,564	39,046	55,178	66,344	75,597	83,648
他会計借入金残高 (G)		—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (H)		—	738,393	711,627	676,858	762,166	875,606	909,967	998,022	1,083,047	1,061,830	1,056,080	1,056,087

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 込 〕	本年度	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収支分		—	—	159,121	135,157	134,965	139,944	146,330	152,468	147,416	152,108	154,009	160,707
	うち基準内繰入金	—	—	25,745	17,125	15,907	18,308	21,637	24,798	26,379	28,564	28,709	32,383
	うち基準外繰入金	—	—	133,376	118,032	119,058	121,636	124,693	127,670	121,037	123,544	125,300	128,324
資本的収支分		—	—	43,855	52,639	48,643	44,646	46,666	47,683	51,700	51,898	44,646	36,084
	うち基準内繰入金	—	—	3,636	3,639	3,643	3,646	4,666	4,683	4,700	3,898	2,646	1,084
	うち基準外繰入金	—	—	40,219	49,000	45,000	41,000	42,000	43,000	47,000	48,000	42,000	35,000
合 計		—	—	202,976	187,796	183,608	184,590	192,996	200,151	199,116	204,006	198,655	196,791

使用料単価150円

原価計算表

供用開始年月日 H18 年 4 月 1 日
処理区域内人口(R6.12.末現在) 2,150人
計算期間 R7～R11
(5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績(税込額) (R5年度値※法非適)	投資・財政計画 計上額(A)(税抜額) (R7～R11平均値)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 24,157	千円 22,309	千円	千円 22,309
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	21,590	210,684		210,684
合 計	45,747	232,993	0	232,993

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績 (R5年度値※法非適)	投資・財政計画 計上額(A) (R7～R11平均値)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
維持管理費	人件費	千円 15,926	千円 62,890	千円 23,899
	諸手当	10,090		0
	福利費	5,320		0
	修繕費	6,090	12,140	12,140
	材料費			0
	路面復旧費			0
	動力費	10,272	10,305	10,305
	薬品費	940	1,127	554
	委託料	29,212	39,824	39,824
	その他の	2,207	11,598	11,598
小 計	80,057	137,884	24,453	113,431
資本費	支払利息	14,359	13,234	194
	減価償却費		80,472	474
	企業債取扱諸費	0	0	0
小 計	14,359	93,706	668	93,038
合 計 (Y)	94,416	231,590	25,121	206,469
減価償却対象資産(①)		1,967,990	0	1,967,990
資産維持率(②)				0.5%
資産維持費(Z=①×②)				9,840
使用料対象経費(Y)+(Z)				216,309

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 =$ 10.3%

<使用料水準についての説明>

農業集落排水事業では、使用料対象経費は以下の式で算出されます。

使用料対象経費＝維持管理費＋資本費＋資産維持費－公費負担分

資産維持費とは、将来の施設更新費用が建設当時と比較して増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平性を確保しつつ、将来にわたって資産を維持し、農業集落排水事業を継続するために必要な費用として計上されるものです。その費用は、償却対象資産に資産維持率を乗じて算出されます。「水道料金算定要領」によると、資産維持率の目安として3%という数値が示されていますが、農業集落排水事業は鴨田処理区及び石田本郷処理区の両地区とも供用開始から20年経過していないこと及び本経営戦略においては、すでに物価上昇を見込んで財政計画を作成しているため、資産維持率は0.5%を見込むこととしました。

<使用料水準について>

原価計算表による算定の結果、使用料対象経費に対する農業集落排水処理施設使用料の割合は算定期間(R7～R11の5年間)の平均で約10%となっています。このことは農業集落排水処理施設使用料が使用料対象経費に対して不足していることを示しています。収支計画では、収支を改善し収支不均衡を少しでも回避するため、令和13年度において、改定率約40%の使用料改定を行う試算をしております。

- 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」「公益社団法人日本下水道協会」を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

(1) 収支計画のうち投資についての説明※投資試算

農業集落排水事業の施設は、鴨田処理区が平成 18 年から稼働しており、まもなく 20 年経過することから、電気・機械設備の老朽化が進行しています。今後は安全性やサービスレベルを確保しつつ、コスト縮減に取り組み、ライフサイクルコストが最小となるよう維持管理と投資の最適化を図り、令和 7 年度以降に策定する最適整備構想及び維持管理適正化計画に基づいた持続可能な農業集落排水事業の実施を目指します。

直近の設備投資は、老朽化により機能が低下しているポンプ類等の交換を行う計画に加え、令和 7 年度に遠方監視装置を設置し、クラウド化することで遠方からも処理施設やポンプ類の状態を把握できるようにする予定です。

令和 7 年度と令和 8 年度の設備投資については、実施予定のものを反映していますが、令和 9 年度以降については、各機器の耐用年数を基に年度ごとの偏りのないよう平準化させた設備投資額が投資・財政計画に反映されています。

ただし、令和 9 年度以降の設備投資については、最適整備構想策定後に実際の設備の劣化度に応じて、優先度をつけて計画的な投資を行います。

<投資の目標>

上記を踏まえ、下記のとおり今後 10 年間の目標を設定します。

① 施設の適切な維持管理
将来にわたって、農業集落排水事業を安定的に継続していくためストックマネジメントに基づいた施設の適切な維持管理を実施します。
<目標> ・有形固定資産減価償却率（法適用時：0%→R16年度（目標値33.8%））

・設備の劣化が進展していくことから、適切な維持管理と設備投資を行い有形固定資産減価償却率の値を目標とします。

・有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合です。この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示し、施設等の老朽化が進んでいると判断できる指標です。また、法適用時に 0%の理由は法適用時には、まだ減価償却が行われていないことによるものです。

・有形固定資産減価償却率の目標値 33.8%は、修繕計画どおりに更新投資を行った際の数値を目標としています。

(2) 収支計画のうち企業債元利償還金についての説明

投資・財政計画の中で、今後 10 年間で約 7.6 億円の企業債元利償還金があります。今後設備投資が膨らむことから新規企業債発行額の増加が見込まれ、それに伴い償還金額の増加が見込まれます。

(3) 収支計画のうち財源についての説明※財源試算

投資試算で示した投資計画を計画期間内に実施し、農業集落排水事業を将来にわたって安定的に継続させるためには、財源の確保が重要です。

農業集落排水事業の主要な財源は使用料、一般会計繰入金及び企業債ですが、これらのバランスを取りながら運営を行う必要があります。

また、農業集落排水事業は、使用料収入のみで経営を賄う独立採算制が原則とされていますが、汚水処理に係る費用を使用料収入で賄うことができず改善を図る必要があります。

上記を踏まえ、下記のとおり今後 10 年間の目標を設定します。

<財源の目標>

公営企業は使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としています。川越市農業集落排水事業は、適切な経営を行い、将来的に経費回収率を類似団体並みとすることを目標とします。

また、現在 86.15%となっている水洗化率についても可能な限り 100%に近づけることも目標とします。

① 企業債の活用
世代間負担の公平性を図るため、企業債を適切に活用します。将来的な施設・設備の更新を見据え、必要となる財源の確保に努めます。
<目標> ・企業債残高対事業規模比率を類似団体並みの900%以内

・現在は、低い数値で推移していますが、今後は設備投資に用いる財源がないことから企業債を発行することにより、企業債残高は増加する見込みです。この値が増加することは固定費の増加につながることから類似団体並みを目標とします。

② 適正な農業集落排水処理施設使用料水準の確保
独立採算制の原則に基づき、適正な農業集落排水処理施設使用料を確保に努めます。
< 目標 > ・ 令和16年度までに経費回収率19.7%とすることを目標とします。 ・ 累積欠損金未発生

・ 総務省より、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付総財公第 107 号他）において最低限行うべき経営努力として求められている、使用料徴収月 3,000 円／20 m³を計画期間の目標とします。

なお、実際に使用料水準を見直す際は、決算状況等を踏まえて使用料体系を精査し、上下水道事業経営審議会に諮った上で、改定の可否を含めた適正な使用料水準のあり方について、慎重に協議を進めることとします。

・ 累積欠損金は、単年度収支が赤字だった場合に発生するもので、未発生を目標とします。

(4) 収支計画の今後の見通しに関する説明

ア 収益的収入・支出の見通し

図 5-1 のとおり、現行の使用料水準では、農業集落排水事業の収益的収入・支出について、処理可能人口の減少や物価変動などの影響により今後さらに経費回収率の低下を見込んでいます。

イ 使用料収入の見通し

主要な財源である使用料収入については、「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）」（令和 5 年 12 月）によると、令和 5 年度から 16 年度の間で、2,297 人から 2,260 人へと約 1.5%減少する見込みですが、未接続世帯の接続を見込んでいるため、使用料収入については 2.5%の増加を見込んでいます。

ウ 一般会計からの繰入金

農業集落排水事業の最も大きな財源は一般会計からの繰入金です。繰出基準に基づき、適切に一般会計からの繰入れを行います。

投資・財政計画 10 年間で約 19.5 億円の繰入金が必要となります。今後は、赤字補填を安易に繰入金に頼らない自己財源の確保により、一般会計からの繰入金の抑制に努めます。

(5) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア 職員給与費に関する事項

職員給与費は賃金上昇による増加を見込んでいます。

イ 動力費に関する事項

動力費は物価上昇を見込んでおり、以降 10 年間は毎年 2%の物価上昇を加味しています。

ウ 薬品費に関する事項

薬品費は物価上昇を見込んでおり、以降 10 年間は毎年 2%の物価上昇を加味しています。

エ 修繕費に関する事項

令和 7 年度から上下水道局へ移管するに当たり、修繕費支弁基準¹が適用となることから修繕費は減少し、毎年約 1,300 万円程度で推移する見込みです。

オ 委託費に関する事項

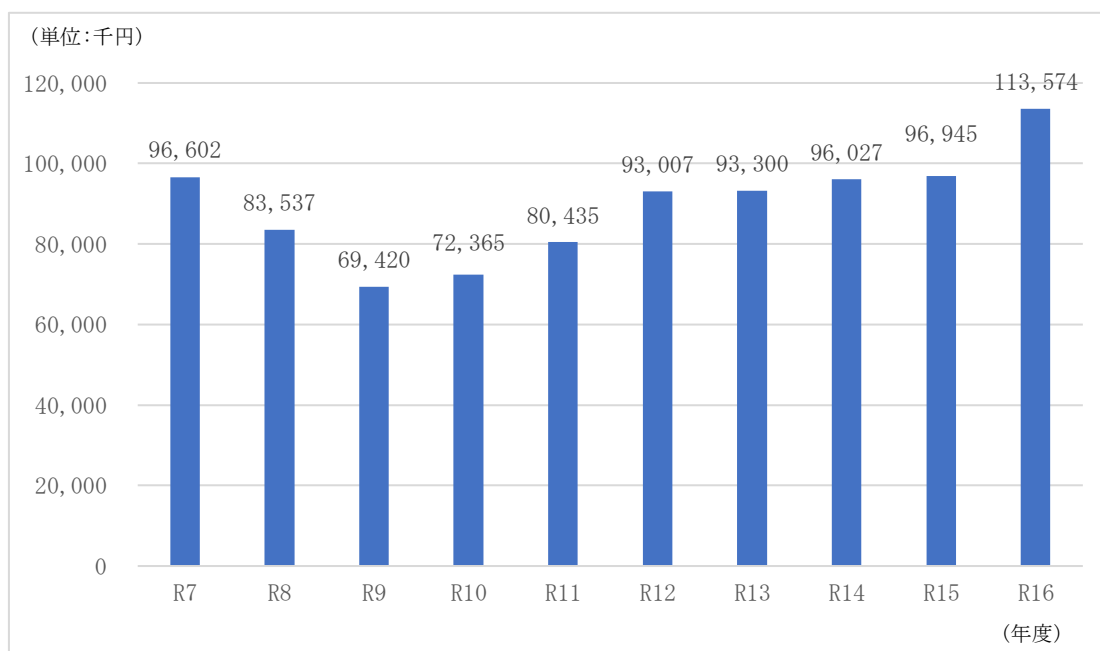
処理施設の維持管理等に係る委託費は、物価上昇を見込んでおり、以降 10 年間は毎年 2%の物価上昇を加味しています。

カ 減価償却費の見通し

減価償却費は、図 5-4 のとおり令和 9 年度に農業集落排水事業で使用している設備の耐用年数を経過する資産が多いことから減少します。今後計画的に設備投資を行うことで、額が増加していく見込みです。

¹ 修繕費支弁基準：固定資産に係る修繕費（収益的支出）と、建設改良費（資本的支出）との支出区分の適正な会計処理を図ることを目的とする基準のこと。

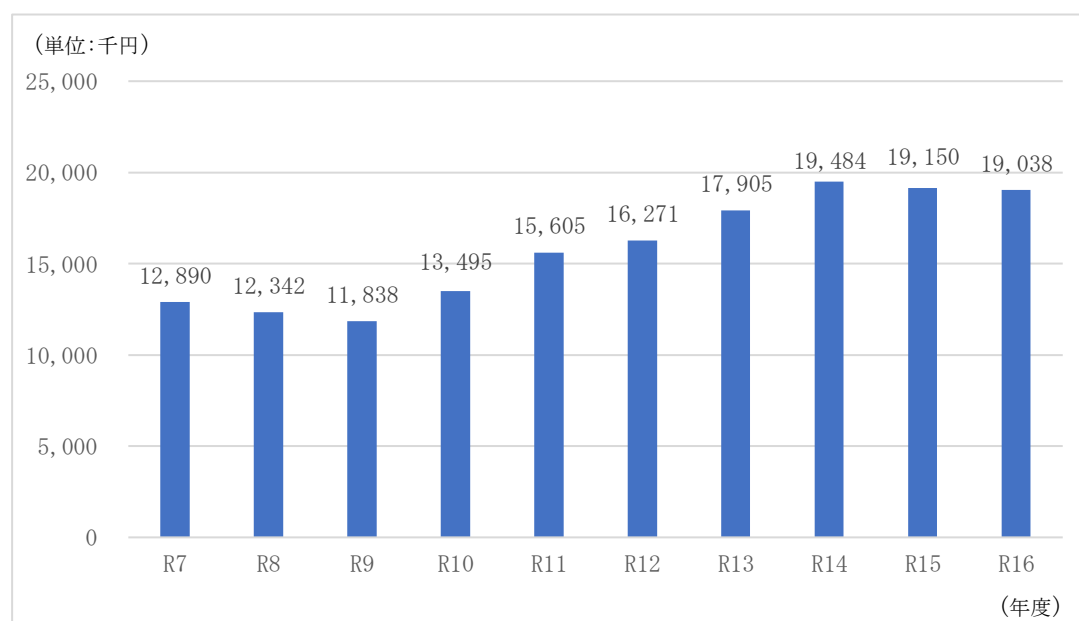
図 5-4 減価償却費推移 (農政課調べ)



キ 企業債支払利息の見通し

支払利息は、設備投資に対する財源が不足していることから新規企業債を発行する見通しです。それに伴い、図 5-5 のとおり支払利息についても増加する見込みです。

図 5-5 支払利息推移 (農政課調べ)

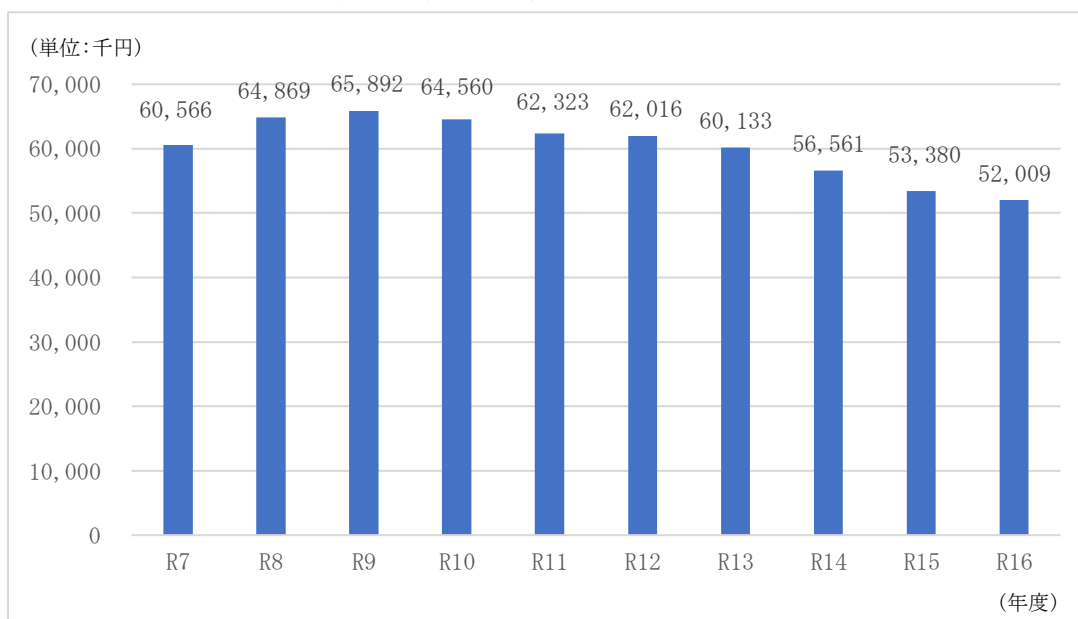


ク 企業債元金償還金の見通し

農業集落排水事業の企業債については、これまでは大きな工事の借入れや公営企業法適用に限定することで、残高の抑制に努めてきましたが、今後の更新需要の増加に伴い、一時的に企業債残高が増加する見込みです。

現行の使用料水準の場合の償還額の見通しは、図 5-6 のとおりです。将来世代の負担軽減のためには、企業債残高を維持または減少させていく必要があります。

図 5-6 元金償還金推移 (農政課調べ)



3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況

ア 広域化・共同化・最適化に関する事項

平成 18 年度に供用開始した鴨田処理区は、令和 8 年度に、供用開始から 20 年経過となるため、令和 6 年度に機能診断調査を実施して、令和 7 年度に調査結果に応じた最適整備構想の策定を予定し、適時適切な補修・更新等への投資を行います。

また、最適整備構想の策定後、令和 8 年度に維持管理適正化計画の策定を予定しており、広域化・共同化・最適化に関する事項の検討を進めていきます。

併せて、川越市個別施設計画に基づき、今後の施設のあり方について検討します。

イ 投資の平準化に関する事項

管渠・処理施設の老朽化対策工事等に高額な投資の必要性が生じた場合は、世代間負担の公平性を図るため、資本費平準化債等の企業債の適切な活用を検討します。

ウ 資源循環の取り組みに関する事項

汚水処理によって生じる汚泥について、汚泥の堆肥化等資源循環の観点から、有効な処理方法を検討します。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

ア 資産活用による収入増加の取組について

他市の先進的な事例として、建物上部を利用した太陽光発電設備の設置等がありますが、本市でも可能か慎重に検討を進めます。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

ア 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）

他市の先進的な事例を確認しながら、検討します。

イ 職員給与費に関する事項

適切な人員配置を検討することで、費用の抑制に努めます。

ウ 動力費に関する事項

新電力と呼ばれる多くの電力供給事業者の料金体系等を調査研究した上で入札を行うなど、費用の抑制に努めます。

エ 薬品費に関する事項

適切な購入量を検討することで、費用の抑制に努めます。

オ 設備投資に関する事項

機能診断調査による施設の劣化等の進行予測を踏まえ、最適整備構想を策定することにより、設備投資の平準化を図ります。

カ 委託費に関する事項

委託する点検等の頻度・方法をより効率的なものになるよう検討することで、費用の抑制に努めます。

また、使用料収納業務も職員の直営から上下水道事業と併せて業務委託とし、職員人件費の抑制に努めます。

鴨田農業集落排水処理施設の電気工作物保安管理業務も公共下水道事業と併せた業務委託とし、スケールメリットによる費用の抑制に努めます。

キ DXに関する事項

遠方監視装置をクラウド化することで、遠方からポンプ場及び処理場について確認できるようシステム改修を予定しています。

ク GXに関する事項

太陽光発電等のCO₂削減に向けた取り組みについて、他市の状況を確認しながら導入について検討を行います。

第6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本経営戦略は、PDCA サイクル¹に基づき、計画策定（Plan）－事業実施（Do）－検証（Check）－改善（Action）を行います。

1 経営戦略の進捗管理（モニタリング）

毎年度の収益的収支の状況、施設の維持管理の状況を検証し、翌年度以降の事業計画に反映させていきます。

2 計画の見直し（ローリング）

本経営戦略は 5 年以内に見直しを行います。改定の基礎資料とするため、毎年度進捗管理を行い、計画と実績値の乖離状況を検証します。

図6 経営戦略の PDCA サイクル



¹ PDCA サイクル：作成した計画（Plan）を効率的に実施（Do）し、結果を評価したのちに、それらの情報を利用者に公表するとともに意見・要望を反映し（Check）、計画を見直す（Action）ことで、今後の計画をさらにレベルアップさせていくための手法。

経営比較分析表（令和4年度決算）

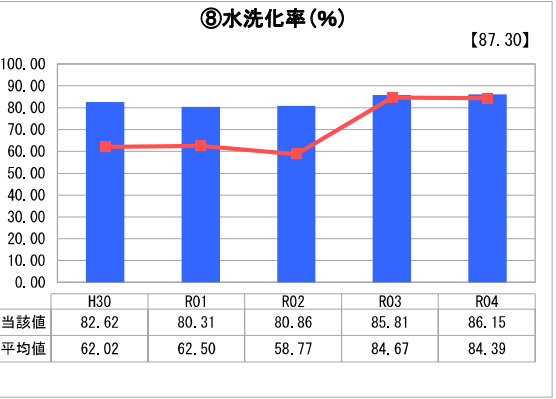
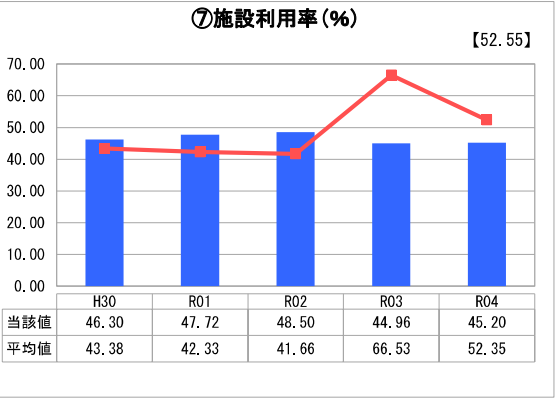
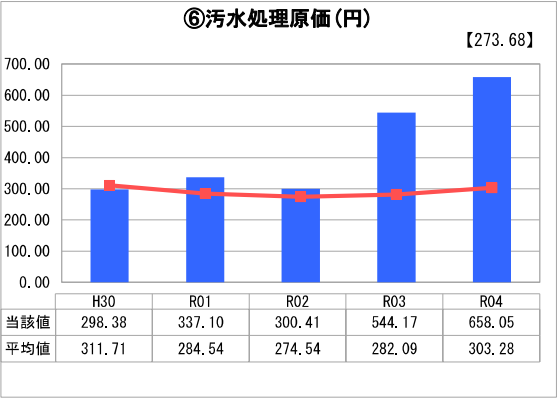
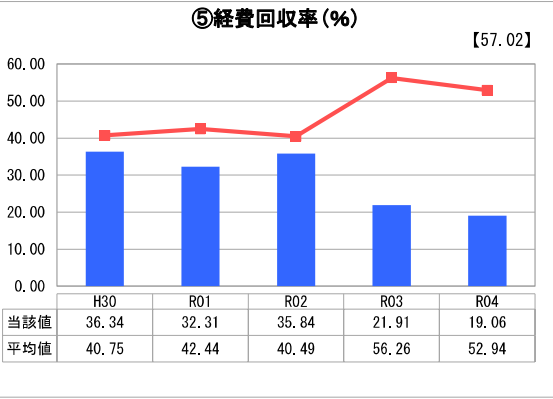
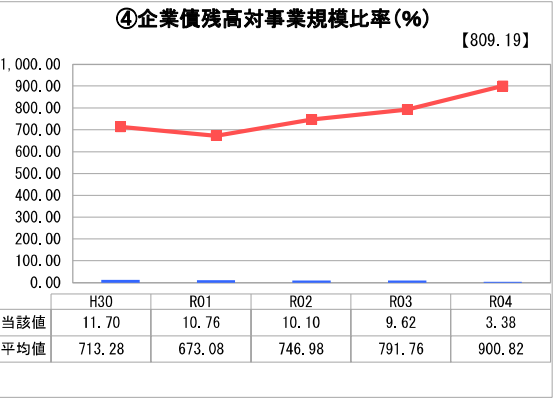
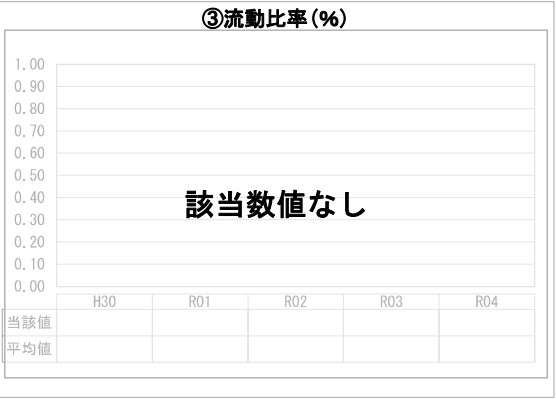
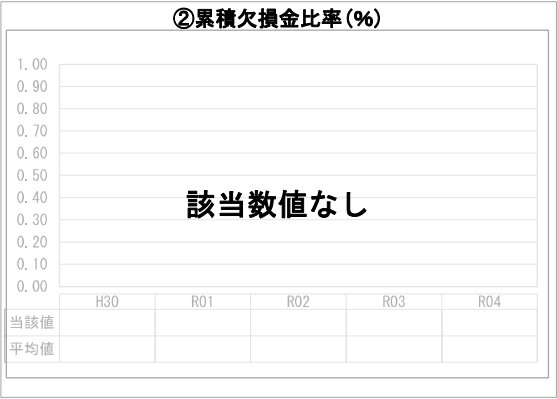
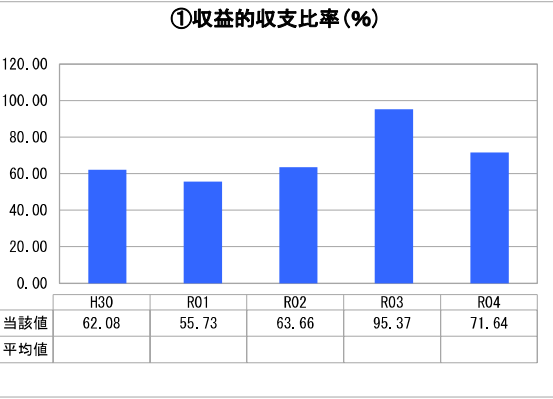
埼玉県 川越市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.66	100.00	2,879

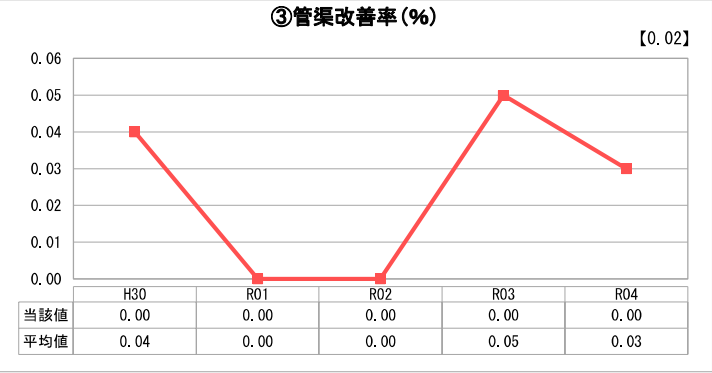
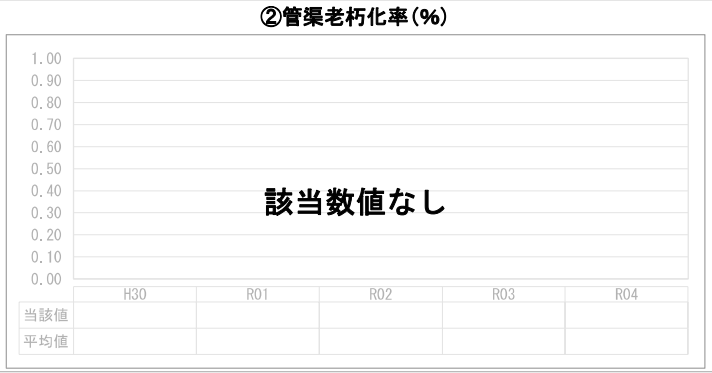
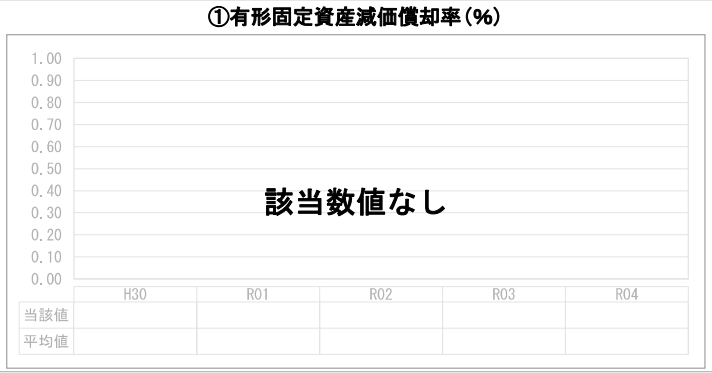
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
353,183	109.13	3,236.35
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,340	0.67	3,492.54

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
汚染水流入事故の影響で増加した令和3年度よりも、数値が減少したものの若干の影響が残っており例年より高い数値となっている。今後も一般会計からの繰入金に依存するが、使用料収入の確保と維持管理費の適正化により、比率の向上を目指す。

④企業債残高対事業規模比率
類似団体と比較すると、低い数値で推移している。毎年度の確実な償還によって、減少している。

⑤経費回収率
公営企業会計適用に伴う業務委託等による支出の増加に伴い、経費回収率が低下した。地方公営企業会計適用後は経費回収率が従前の数値に復するが、使用料収入の確保と維持管理費の適正化により、経費回収率の向上を目指す。

⑥污水处理原価
維持管理費の額は変わらなかったが、有収水量の減少により処理原価が高くなった。今後は維持管理費の適正化により処理原価の減少を目指す。

⑦施設利用率
他団体と比較すると、若干低い数値で推移している。今後も施設の適切な維持管理に努める。

⑧水洗化率
他団体と比較すると、同程度の数値で推移している。今後も更なる接続促進に努める。

2. 老朽化の状況について

市内2箇所にある農業集落排水処理施設（鴨田地区、石田本郷地区）の供用開始は、平成18年及び平成24年と近年であるため、老朽化には該当せず、管渠の更新は行っていない。

全体総括

現状の経営状況を踏まえ、健全な事業経営を継続します。使用料については、公営企業会計適用後、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準を検討します。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。